

令和2年度 就学援助について(お知らせ)

広島市教育委員会

広島市では、お子さまが学校で楽しく勉強できるよう、学用品費や修学旅行費などの一部を援助する就学援助制度を実施しています。次の支給要件に該当して、援助を希望される方は御利用ください。

1 援助を受けることができる方（支給要件）

国立、県立、私立の小学校、中学校又は中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒の保護者で、広島市に住所があり、下表の区分1～10のいずれかに該当する方

区分	申請理由	申請に必要な証明書類等（返却しません）										
1	生活保護を受けている方	証明書類は必要ありません。										
2	平成31年度4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった方											
3	市民税の減免を受けている方 （地方税法第295条第1項に該当する場合のみ）	・市民税・県民税賦課決定通知書の写し （他の世帯員が課税されている場合は該当しません。）										
	個人事業税の減免を受けている方 固定資産税の減免を受けている方 （家屋新築による減額とは異なります。）	・個人事業税減免通知書の写し など ・固定資産税減免通知書の写し など										
4	世帯の20歳以上の方全員が国民年金保険料の申請免除を受けている方（納付猶予された方を含みます。）	・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し （世帯の20歳以上の方は全員必要です。）										
5	国民健康保険料の減免又は徴収猶予を受けている方	・国民健康保険料減免決定書の写し										
6	児童扶養手当の支給を受けている方 （児童手当又は特別児童扶養手当とは異なります。）	・児童扶養手当証書の写し （児童扶養手当認定通知書とは異なります。）										
7	生活福祉資金の貸付を受けている方	・生活福祉資金貸付決定通知書の写し										
8	雇用保険の失業給付を受けている方 （世帯員に収入のある方がいる場合は、対象にならないことがあります。）	・雇用保険受給資格者証の写し ※雇用保険の受給者以外の世帯員については、別途、所得等の審査を行います。										
9	経済的に困りの方											
	平成31年1月1日から現在まで、 <u>広島市に住所がある方</u>	証明書類は必要ありません。 ※世帯全員の市民税の課税情報が確認できない場合は、後日、証明書類の提出をお願いする場合があります。										
	平成31年1月1日現在は、 広島市外に住所があった方	住所があった市区町村が発行する平成31年度(平成30年中の所得です)の所得の証明書(コピー可) ※平成31年(2019年)度就学援助申請のため広島市に提出済の方は、必要ありません。										
	令和2年1月1日現在は、 広島市外に住所があった方	住所があった市区町村が発行する令和2年度(令和元年中の所得です)の所得の証明書(コピー可) ※令和2年6月以降、住所地の市区町村に請求して、追加で学校に提出してください。										
(所得の目安額) ※該当するか否かについて、申請書提出前のお問合せには対応しておりません。 世帯員の年齢などにより額は異なりますので、大まかな目安としてください。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人以上 1人増えるごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の年間総所得 (世帯年間総収入)</td> <td>約220万円 (約340万円)</td> <td>約280万円 (約420万円)</td> <td>約330万円 (約480万円)</td> <td>約22万円～72万円 加算</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	2人	3人	4人	5人以上 1人増えるごとに	世帯の年間総所得 (世帯年間総収入)	約220万円 (約340万円)	約280万円 (約420万円)	約330万円 (約480万円)	約22万円～72万円 加算	
世帯人員	2人	3人	4人	5人以上 1人増えるごとに								
世帯の年間総所得 (世帯年間総収入)	約220万円 (約340万円)	約280万円 (約420万円)	約330万円 (約480万円)	約22万円～72万円 加算								
〔注1〕年間総所得額とは、 ・給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。 ・事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を引いた金額です。 ・世帯の中で2人以上所得がある場合は、世帯全員を合算した額です。 ・事業所得等でマイナス所得等がある場合は、その所得等については0とみなします。 〔注2〕支出面（住宅ローン・進学費用・返済金等）については考慮しませんので、あらかじめ御了承ください。												
10	その他特別な事情があり、現在お困りの方 （今年になって世帯の収入が激減した場合、災害にあった場合、離婚協議中で別居している場合など）	状況に応じて必要な書類が異なりますので、各学校へ御相談ください。										

〔注〕就学援助の審査に際しては、世帯全員の市民税の課税情報、住民基本台帳上の住民情報及び申請理由の各制度の情報について、申請者の同意を得て、各関係機関へ確認します（詳しくは「就学援助費申請書」の「委任・承諾」欄を御覧ください。）。

2 申請の方法 ※平成31年(2019年)度に就学援助を受けている方も新たに申請が必要です。

裏面の就学援助申請書に必要な事項を記入し、申請に必要な証明書類等を添えて提出してください。

事情があって証明書類を添えることができない場合、又は証明書類を添えるのが遅れる場合は、申請書を先に提出し、証明書類を添えられない事情等を学校に御相談ください。

申請できる方	申請書提出期限	提出先	審査結果送付予定日	最初の支給予定日
・在校生 ・新入生 (同じ学校に兄弟がいる場合)	令和2年 2月12日(水)	学校 又は広島市教育 委員会学事課	令和2年 5月上旬	令和2年 5月末日
・新入生又は転入生 (同じ学校に兄弟がいない場合)	令和2年 4月15日(水)		令和2年 6月中旬	令和2年 6月末日

〔注1〕 転校予定の方は、転校手続き後、転校先の学校へ申請してください。申請結果の郵送は転入先で確認してください。

〔注2〕 令和2年度に兄弟姉妹が小学校と中学校に在学する場合、又は事情により兄弟姉妹が別々の学校に在学する場合は、それぞれの学校ごとに申請書を提出してください。

〔注3〕 年度途中においても、転入・区域外就学された方、特別な事情が発生した方やその他申請を希望される方の申請を随時受け付けます。この場合、原則として申請書を提出された月以降の援助のみを行います。なお、最初の支給時期は、原則として認定通知発送から1～2ヶ月後の月末になります。

〔注4〕 書類不足等の理由により、支給日が遅れることがあります。

3 申請理由「9 経済的に困りの方」の世帯の所得による審査について

(1) 広島市で課税されている方は、所得の証明書類の添付は原則不要です。

申請者の同意の下、教育委員会において世帯全員の市民税の課税情報を確認します。ただし、確認できない場合は、後日、証明書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 広島市外で課税されている方は、「所得額、所得控除額などが記載されている」証明書の添付が必要です。

所得の証明書類は、市町村によって「所得証明書」「課税証明書」などと名称が異なる場合があります。広島市以外の市町村に請求される場合は、各市町村の担当課に確認して郵便等で請求してください(広島市では「課税台帳記載事項証明書」という名称です。)

(3) 市民税が6月頃決定されるため、所得による審査は年に2回行います。

- ・前期(4月～6月分)の支給については、平成31年度(平成30年中)の所得を基に審査を行います。
- ・後期(7月～3月分)の支給については、令和2年度(令和元年中)の所得を基に審査を行います。

このため、前期と後期とで審査結果が異なる場合があります。後期の審査結果については、前期と審査結果が異なる方(「認定」から「不認定」になる方、又は「不認定」から「認定」になる方)にのみ通知します。

(4) 所得更正等があった場合には、再度、所得による審査を行います。その結果、「認定」から「不認定」に変わった場合は、支給済みの就学援助費のうち、不認定となった日以降の就学援助費は返還していただきますので、あらかじめ御了承ください。

4 援助の種類及び支給額

(1) 援助の種類(支給費目) ※ ○は支給費目であることを示します。

生活保護の 受給	学用品費等	新入学 学用品費等	修学旅行費	野外活動費
なし	○	○	○	○
あり	-	-	○	-

(2) 各支給費目の支給と認定期間等

「認定」となった場合でも、「認定」の対象期間によっては、支給対象とならないものもあります。

- ① 「学用品費等」は、「前期(4～6月分)」と「後期(7～3月分)」の年2回に分けて支給します。ただし、年度途中から「認定」になった場合は月割りで支給します。
- ② 「新入学学用品費等」は、4月に「認定」を受けている場合のみ支給します。ただし、入学前に支給を受けている場合は、重ねて支給しません。
- ③ 「野外活動費」、「修学旅行費」は、実施時期に「認定」を受けている場合のみ支給されます。

(3) 援助の支給額 (金額は、平成31年度の年額です。)

区 分		学用品費等	新 入 学 学用品費等	修学旅行費	野外活動費
小学校	1 年	13,100 円	40,600 円	実 費 (限度額27,500円)	実 費 (限度額あり)
	2～6年	15,350 円			
中学校 中等教育学校 前期課程を含む	1 年	24,800 円	47,400 円	実 費 (限度額52,600円)	実 費 (限度額あり)
	2・3年	27,050 円			

〔注〕「実費」とは、実際にかかった費用のうち、援助の対象として認められる一定のものの金額です（実際にかかった金額と異なる場合があります。）。また、修学旅行費及び野外活動費には限度額があります。

就学援助のことで分からないことがありましたら、
お子さまが通っている学校又は広島市教育委員会学事課へ御相談ください。

学事課 電話:(082) 504 - 2469

FAX:(082) 504 - 2328 E-mail:gakujika@city.hiroshima.lg.jp

住所:〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21 市役所北庁舎(中区役所)6階

◆生活にお困りの方の自立相談支援のご案内◆ ※就学援助の相談窓口ではありませんので、御注意ください。

広島市では、生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由で生活(暮らし)に困っている方の自立に向けた相談支援機関として、「暮らしサポートセンター」を開設しています。

「収入が少なく生活が苦しい」、「長い間仕事から離れていて、なかなか仕事が見つからない」、「借金があって生活が苦しい」など、お困りの時は同センターへご相談ください。(相談無料)

対 象 者： 広島市内に住所又は居所のある方で、経済的な面で生活にお困りの方(生活保護受給中の方はのぞく)

相談日時： 平日8時30分～17時15分(土日、祝日、8/6、12/29～1/3をのぞく)

相談窓口： お住まいの下記の区暮らしサポートセンターへご相談ください。

区	所在地	電話番号
中区	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 中区社会福祉協議会内	(082)545-8388
東区	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階 東区社会福祉協議会内	(082)568-6887
南区	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階 南区社会福祉協議会内	(082)250-5677
西区	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階 西区社会福祉協議会内	(082)235-3566
安佐南区	安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター5階 安佐南区社会福祉協議会内	(082)831-1209
安佐北区	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター4階 安佐北区社会福祉協議会内	(082)815-1124
安芸区	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階 安芸区社会福祉協議会内	(082)821-5662
佐伯区	佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階 佐伯区社会福祉協議会内	(082)943-8797